

# 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年11月28日(木)  
午前10時 ~ 正午

第2 出席者 谷垣委員長  
渡邊、荻野、安崎、川口、大森委員、  
長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、  
警備局長、情報通信局長

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

#### (1) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

### 2 報告事項

#### (1) 平成14年度警察庁補正予算要求について

警察庁から、「警察基盤施設の整備等を内容とする平成14年度警察庁補正予算要求」について報告がなされた。

委員から、「今回の補正予算要求の中に、交通安全施設の整備についての要求がある。本年6月から施行された改正道路交通法によって

飲酒運転等の罰則が強化され、罰金の上限が引き上げられたこともあって、罰金や反則金が警察の収入になるという誤解が世間にあると思う。交通反則金については交通安全施設の整備のために配分されていたと思うが、この交通安全施設整備に関する補正予算要求と、飲酒運転等の罰則を強化したことによる増収分とのバランスはどうなっているのか。」「交通安全施設の整備のために各都道府県等に配分される交付金の配分の主体はどこで、配分を行う上で裁量の余地はないのか。」

旨、質問があり、警察庁から、

「反則金等が警察官の給与等になっているという誤解は確かにある。現場でも、いろいろな機会に、反則金は国庫に入った後、交通安全対策特別交付金として各県に配分され、交通安全施設に生かされている旨説明しているが、今後とも、正しい理解が得られるよう対応していきたい。

6月に施行された改正道路交通法により、飲酒運転等、悪質・危険な違反に対する罰則が強化され、酒酔い運転については改正前は罰金額の上限が10万円であったものが50万円に引き上げられた。施行後の交通違反取締り状況はまだ十分に検証していないが、酒気帯び運転については、呼気中のアルコール濃度が、0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満についても処罰の対象となったので取締り件数が増える可能性があると考えていた。しかし実際には、本年の飲酒運転取締り件数を昨年同期と比較するとほぼ同じ件数になっていて、0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満の違反者が増えて、その分0.25ミリグラム以上の違反者が減っているという状況からすると、違反者が飲酒量を控える傾向が出ているのだろうと思う。施行後の取締り状況については今後更に検証していきたい。

交通安全対策特別交付金の配分は総務省が行っている。配分は、交通事故の発生件数、人口集中地区における人口、及び改良済み道路延長によって行われており裁量の余地はない。

飲酒運転の罰則は、酒酔い運転が3年以下の懲役又は50万円以下の罰金で、酒気帯び運転は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金となっている。軽微な交通違反は反則行為とされ、反則金を納めると刑事手続に移行しない仕組みになっているが、飲酒運転は反則行為とされていない。反則金の使途については交通安全対策特別交付金の制度が設けられており、交通安全対策の一環として、道路交通安全施設の設置等のため、案分して都道府県及び市町村に対して交付するという仕組みになっている。罰金については国庫（一般会計）に納入されており、直ちに交通安全施設整備に結びつく仕組みにはなっていない。

交通安全対策特別交付金は、交通事故の発生件数、道路の総延長、人口の集中度等に基づいて、その県における取締り件数の多寡に関わりなく県と市町村に配分される仕組みになっているので、交通違反の反則金が警察の収入になってはいないが、取締り件数の多い大県を中心に、反則金はその県の収入とすべきであるという意見がある。しかし、そうなると取締り件数と県収入が直截的となり、取締りの現場は難しい立場になりかねないところであるが、国と地方の財源の見直しの中で、こうした議論が再燃する可能性がある。」

旨、説明した。

## （2）国会の状況について

警察庁から、「11月25日に行われた参議院予算委員会の状況等」について報告がなされた。

## （3）監察の取扱い事案について

警察庁から、「長野県警察の巡査部長が、平成12年5月ころ、知人から現金を詐取した事案に関し、同県警察は、11月6日、同巡査部長を詐欺罪で通常逮捕するとともに、26日、懲戒免職処分とした。」旨の報告がなされた。

(4) 八葉グループによるマルチ商法を偽装した広域多額詐欺事件について

警察庁から、「警視庁、沖縄県警及び愛媛県警は、11月27日、八葉グループ名誉会長らが、『栄養補助食品等の販売代理店の権利を取得し、仕入れた商品の販売を八葉に再委託すると、高い利益が得られる』等と偽り、全国の会員から多額の現金を受け入れた事案に関し、名誉会長ら14人を詐欺罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

委員から、「被害防止の観点から広報を行うとしたら、どのような段階で警告が発せられるようになるのか。」「広報とは具体的にどのようなものを考えているのか。」旨、質問があり、警察庁から、「広報としては、今回のように事件になったものを例にして、結局こういう商法は儲からない、成り立たないものであることをお知らせすることを考えており、それが警察の行い得る限度だろうと思う。事件に着手する以前に、警察の立場から、個別の会社について危険であるとか悪質であるとか世間に広く申し上げるのはむしろ如何なものかと思う。」旨、説明した。

(5) 銃器犯罪根絶の集い・宮城大会の開催について

警察庁から、「11月30日、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼びかけるため、警察庁、宮城県銃器対策推進本部及びボランティア団体の共催により、銃器犯罪根絶の集い・宮城大会を開催することとした。」旨の報告がなされた。

(6) 国連国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の署名について

警察庁から、「国連国際犯罪防止条約を補足する銃器議定書については、我が国として署名及び早期の批准を目指すべく、関係省庁において所要の検討を行ってきたところ、今般銃器議定書への署名が行われる見通しとなった。」旨の報告がなされた。

委員から、「国連国際組織犯罪防止条約の締結状況はどうか。銃器

議定書が本体条約よりも先に発効することは可能なのか。また、銃器議定書が発効することにより、日本の銃器対策や暴力団対策がより一層強化されることになるのか。」旨、質問があり、警察庁から、「本体条約に署名しているのは143カ国であり、26カ国が批准している。発効するためには40カ国の批准が必要であり、日本はまだ批准していない。銃器議定書は、そもそも本体条約を批准しなければ批准できないという仕組みになっており、結果として本体条約の方が先に発効することになると考えられる。銃器議定書が世界各国で批准されて各国の国内法制が整備されれば、例えば日本で発見されるけん銃のほとんどは外国製なので、刻印の制度ともあいまって、その銃器がどの国で作られて、どういう国際的な、あるいは当該外国の中のルートを経て日本に入って来たのか容易に分かるようになる」と期待される。その結果、銃器の国際的な密輸ルートを解明し、それを国際的な捜査協力で壊滅していくことが可能になるので、暴力団が外国から密輸した銃器を用いて敢行する事件の防圧にも役立つことになるものと大いに期待している。」旨、説明した。

(7) 薬物乱用防止対策に係る国政モニター調査の実施結果について

警察庁から、「国政モニターから薬物乱用防止対策に係る意見、要望等を聴取した結果等」について報告がなされた。

委員から、「統計資料を見ると覚せい剤事犯の検挙人員は毎年1万8千人位でここ数年ほとんど変わっていない。『薬物乱用防止五か年戦略』ということで5年間一生懸命やってきた成果が出ていないのではないか。この種の犯罪は組織的に行われる面があると思うが、何か方策は講じられているのか。また、2回、3回と行ったときには罪が重くなるということはないのか。」旨、発言があり、警察庁から、

「五か年計画の下に一生懸命やってきたが、なお、薬物情勢は厳しい状況にあることはご指摘のとおりである。近年、覚せい剤の押収量は非常に伸びているが、これは政府の関係機関が緊密に連携して取り組んできた成果ではないかと思う。ただ、それを

かに上回る量が日本に流入しているのではないかとみられるところである。『薬物乱用防止五か年戦略』を今後どうするかについては関係省庁間で現在協議中であり、別途ご報告したい。

組織的犯罪処罰法等で、犯罪収益等の没収の規定が設けられている。」

旨、説明した。

( 8 ) 取調べ中の被疑者死亡事案に係る国家賠償請求事件判決について

警察庁から、「11月22日、横浜地方裁判所で下された、神奈川県戸部警察署で発生した取調べ中の被疑者死亡事案に係る国家賠償請求訴訟の概要、判決要旨等」について報告がなされた。

各委員から、

「判決の原文を読んでいないので簡単に判断はできないが、原告の主張立証がかなり緻密に行われたのに対して、被告の防御が本当に緻密に行われたのか疑問に思う。事実審の最後である控訴審は非常に注目されるので、県は訴訟活動をより一層強化する必要があると思う。

週刊誌にかなり詳しく書かれていたが、記事を読む限り、神奈川県警察の方が分が悪いという印象を受ける。懲戒処分はどういう措置だったのか。」

旨、発言があり、警察庁から、

「一審では、刑事訴訟法との関係もあって、十分な反証活動ができていなかったという反省はあり、一審における個別の疑問点については控訴審で十分な立証を行うように神奈川県（警察）において検討しているところである。

懲戒処分は戒告である。取調室で、けん銃と実弾の両方を同時に証拠品として提示するのは常識外の話であり、その1点においてさえ十分に戒告に相当すると思う。」

旨、説明した。

(9) 八千代市長らによる清掃センター運転管理業務委託をめぐる贈収賄事件について(千葉県警察)

警察庁から、「千葉県警察は、11月27日、八千代市清掃センターの運転管理業務委託契約に関し、ゴミ焼却プラント等の運転管理会社の元代表取締役ら3名から、現金数百万円を収受した八千代市長を収賄罪で、同社元代表取締役ら3名を贈賄罪でそれぞれ逮捕した。」旨の報告がなされた。

(10) 長崎市議会議長らによる偽計入札妨害事件等について(長崎県警察)

警察庁から、「長崎県警察は、11月26日までに、長崎市発注の公共工事入札に関して、特定の入札業者に最低制限価格に関する情報を教示した事案に関し、長崎市議会議長ら14名を偽計入札妨害罪等で逮捕した。」旨の報告がなされた。

(11) 音響式信号機の運用に関する実証実験の実施について

警察庁から、「目の不自由な方々の安全な道路横断を支援するため、11月29日及び30日の2日間、横浜市内において音響式信号機の改良に向けた実証実験を行うこととした。」旨の報告がなされた。

委員から、「交通安全施設について、NPOなど民間の善意の団体が募金を募って資機材の寄附を行っているという実態があると思う。毎年年末になると目の不自由な人のための募金があつて、私も寄附したことがあるが、そのような場合、交通関係の社団法人等に一旦寄附されて、国費と一緒に交通安全施設整備に役立てられることになるのか。」旨、質問があり、警察庁から、「信号機の新設は、現在では基本的には県の単独事業で行っているが、信号機の機能を高度化する事業は国の補助事業として、事業費の半分を補助することによって全国的な整備を図っている。そうした中で、ボランティア等から信号機を付けてもらうケースはほとんどなく、今回の実証実験も、信号機や交通管制システムに関する研究開発を行っている社団法人新交通管理システム協会が、協会の研究開発事業の一環として神奈川県警察の協力

を得て行うものであり、信号機の音響を変更するだけなので予算的には余りかかっていない。」旨、説明した。

(12) 高円宮憲仁親王殿下の薨去に伴う警衛警護警備措置について

警察庁から、「高円宮憲仁殿下の薨去に伴い、11月29日、『斂葬の儀』を始めとする諸儀式が執り行われる予定である。関係警察では、所要の体制で警衛警護警備を実施することとしている。」旨の報告がなされた。

3 その他

(1) 警察庁から、前回委員会で報告された交通事故をめぐる保険金詐欺事件に関し、起訴及び科刑状況について追加報告がなされた。委員から、「一概に単純比較はできないが、詐欺全体に比較して交通関係保険金詐欺の実刑率が低いのは意外な印象である。こういう社会的な制度を利用した詐欺というのはそれだけでも悪性が強いという意識を持っていたのだが。」旨、発言があった。